

地域密着型通所介護

1 事業概要

要介護者が定員 18 人以下のデイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 定員 11 人以上の場合

ア 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格																																																																																					
生活相談員	<p>単位数に関わらず、提供日ごとに指定地域密着型通所介護の提供を行う時間数（提供時間数^{※1}）に応じて専従 1 人以上</p> <p>計算式：勤務延時間数^{※2} (X) ÷ 提供時間数 (Y) = 1 以上</p> <div style="text-align: center;"> <p>┌ 1単位 9:00～14:00 ─┐</p> <p>└──────────────────┘</p> <p>┌──────────────────┐</p> <p>└ 2単位 13:00～18:00 ─┘</p> <p>←──────────────────→</p> <p>9:00～18:00の延9時間の配置が必要</p> </div> <p>【資格】 社会福祉主事任用資格，社会福祉士，精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者^{※3}</p>																																																																																					
介 護 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位ごとに提供時間数^{※4}に応じて専従の介護職員を利用者の数に応じた人数配置する。 ・ 単位ごとに提供時間帯を通じて常時 1 人以上配置する ・ 単位ごとに常時 1 人以上配置されている限りにおいて、単位を超えて柔軟な配置が可能 ・ 利用者数に応じた人数は次のとおり <p>①利用者数 15 人まで 1 人以上（＝勤務延時間数 (X) ÷ 平均提供時間数 (Y)） Y = 利用者ごとの提供時間数の合計 ÷ 利用者数</p> <p>②利用者数 16 人以上 15 人を超える数を 5 で除して得た数に 1 を足した数に平均提供時間数を乗じて得た勤務延時間数を確保する人数 計算式：X = { (利用者数 - 15) ÷ 5 + 1 } × Y</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="8">平均提供時間数</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>3.0H</th> <th>4.0H</th> <th>5.0H</th> <th>6.0H</th> <th>7.0H</th> <th>8.0H</th> <th>9.0H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">利用者数</td> <td>11 人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>12 人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>13 人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>14 人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>15 人</td> <td>3.0H</td> <td>4.0H</td> <td>5.0H</td> <td>6.0H</td> <td>7.0H</td> <td>8.0H</td> <td>9.0H</td> </tr> <tr> <td>16 人</td> <td>3.6H</td> <td>4.8H</td> <td>6.0H</td> <td>7.2H</td> <td>8.4H</td> <td>9.6H</td> <td>10.8H</td> </tr> <tr> <td>17 人</td> <td>4.2H</td> <td>5.6H</td> <td>7.0H</td> <td>8.4H</td> <td>9.8H</td> <td>11.2H</td> <td>12.6H</td> </tr> <tr> <td>18 人</td> <td>4.8H</td> <td>6.4H</td> <td>8.0H</td> <td>9.6H</td> <td>11.2H</td> <td>12.8H</td> <td>14.4H</td> </tr> </tbody> </table>			平均提供時間数										3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	利用者数	11 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	12 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	13 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	14 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	15 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H	16 人	3.6H	4.8H	6.0H	7.2H	8.4H	9.6H	10.8H	17 人	4.2H	5.6H	7.0H	8.4H	9.8H	11.2H	12.6H	18 人	4.8H	6.4H	8.0H	9.6H	11.2H	12.8H	14.4H	<p>生活相談員又は介護職員のうち、1 人以上は常勤でなければならない。</p>
		平均提供時間数																																																																																				
		3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																														
利用者数	11 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																														
	12 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																														
	13 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																														
	14 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																														
	15 人	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H	8.0H	9.0H																																																																														
	16 人	3.6H	4.8H	6.0H	7.2H	8.4H	9.6H	10.8H																																																																														
	17 人	4.2H	5.6H	7.0H	8.4H	9.8H	11.2H	12.6H																																																																														
	18 人	4.8H	6.4H	8.0H	9.6H	11.2H	12.8H	14.4H																																																																														

看護職員	<ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに専従1人以上 ※提供時間を通じての配置は必要ないが、看護職員が提供時間帯を通じて、当該事業所と密接かつ適切な連携を図っていること 病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、次の要件を満たす場合は、看護職員が確保されているものとみなす <ul style="list-style-type: none"> ①看護職員が指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行っていること ②病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っていること
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1人以上 当該事業所の他の職務に従事することができる 【資格】理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者、一定の実務経験を有するはり師、きゅう師
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1人 ※管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可

※1 サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービス提供されていない時間帯を除く）

※2 サービス提供時間内に勤務する時間数の合計

※3 ①介護支援専門員、②介護福祉士、③社会福祉施設等に勤務したことのある者で、実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると法人が証明した者

※4 提供時間数＝平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数を利用者数で除した数）×（（利用者数-15）÷5+1）

(2) 設備基準

設 備	面 積 等
食堂及び機能訓練室 ^{※1※2}	<ul style="list-style-type: none"> ① 合計面積が利用定員×3㎡以上（相談室等への導線は除く） ② 食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が同一の場所でも可
相 談 室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしない配慮
静 養 室	
事 務 室	
その他必要な設備及び備品	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法等に定められた設備）	

※1 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保することは不可。ただし、効果的な指定地域密着型通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

※2 指定地域密着型通所介護の機能訓練室等と、併設医療機関や介護老人保健施設の指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて、次の条件に適合する時は同一の部屋等でも可

① スペースが明確に区分されていること

② 指定地域密着型通所介護の区分が、指定地域密着型通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等のスペースが、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たしていること

(3) 定員10人以下の場合

ア 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格
-----	-----------

生活相談員	<p>提供日ごとに単位数に関わらず、指定地域密着型通所介護の提供を行う時間数（提供時間数^{※1}）に応じて専従1人以上</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>【資格】 社会福祉主事任用資格，社会福祉士，精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者^{※2}</p>	生活相談員，看護職員又は介護職員のうち，1人以上は常勤でなければならない。
介護職員 又は 看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに提供時間数^{※3}に応じて専従1人以上 ・単位ごとに提供時間帯を通じて常時1人以上 ・単位ごとに常時1人以上確保されている限りにおいて，単位を超えて柔軟な配置が可能 	
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上 ・当該事業所の他の職務に従事することができる <p>【資格】 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者，一定の実務経験を有するはり師，きゅう師</p>	
管理者	<p>常勤専従1人</p> <p>※管理上支障がない場合，当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可</p>	

※1 サービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービス提供されていない時間帯を除く）

※2 ①介護支援専門員，②介護福祉士，③社会福祉施設等に勤務したことのある者で，実績等から利用者の生活の向上を図るため適切な相談，援助等を行う能力を有すると法人が証明した者

※3 提供時間数＝平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除した数）

イ 設備基準（定員11人以上の設備基準に準拠）

設備	面積等
食堂及び機能訓練室	① 合計面積が利用定員×3㎡以上（相談室等への動線は除く） ② 食事の提供，機能訓練に支障がない場合は，食堂及び機能訓練室が同一の場所でも可（※狭隘な部屋を多数設置するのは好ましくない）
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしない配慮
事務室，静養室	
その他必要な設備及び備品	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（消防法等に定められた設備）	

（4）宿泊サービスを提供する場合

指定地域密着型通所介護の提供以外の目的で，指定地域密着型通所介護事業所等の設備を利用し，夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合，当該サービス内容の変更又は廃止する場合は，指定権者に届け出を行うこととしている。